

第４９回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和７年６月１７日（火）

開会 午前１０時０２分

○事務局（杉本課長代理）

皆様、おはようございます。定刻が過ぎておりまして、申し訳ございません。お待たせいたしました。ただいまから、第４９回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当課長代理の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様は、委員７名中６名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第３条第２項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、大阪市では、環境に配慮した取組としまして、令和６年１１月より軽装勤務の通年化を実施しております。本日の会議につきましても、気温や体調等に応じた快適な服装での実施とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は、株式会社毎日放送様、関西テレビ放送株式会社様、株式会社読売新聞様、株式会社日本経済新聞社様が取材に来られております。報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、今年度より環境局長に就任いたしました井原よりご挨拶を申し上げます。

○井原局長

環境局長の井原でございます。本日は、ご多用の中、本会議にご出席賜り誠にありがとうございます。

これまで委員の皆様方にご審議をいただきました、市内全域における路上喫煙禁止につきましては、令和7年1月27日に改正条例を施行し、市内全域を路上喫煙禁止といたしました。改正条例が施行できましたことにつきまして、委員の皆様方に改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

改正条例施行にあたりまして、喫煙所の整備につきましては、本市設置、民間補助制度活用による設置を合わせて、当初の目標としておりました140か所以上を確保することができました。

さらに、民間事業者が既に設置している喫煙所の一般開放や、飲食店様などに設置されている喫煙所情報の本市への提供など、喫煙可能場所の確保も引き続き進めているところでございます。

また、改正条例施行後は、明らかに路上喫煙者が少なくなったでありますとか、たばこのポイ捨ても減少しているなどのお声もいただいているところでございます。

一方で、さらに喫煙所が必要とのご意見や、路上喫煙者が依然として多いという声もいただいていることから、これらの声に対応するため、路上喫煙の実態把握、検証を行いながら、路上喫煙対策の実効性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

本日の委員会では、事務局から、これまでの取組並びに今後の路上喫煙対策についてご報告をさせていただきますので、今後の路上喫煙対策についてご議論をいただき、またご意見をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、委員会開催にあたっての私のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

ご紹介につきましては、お名前のみとさせていただきますので、ご起立のうえ、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長

青木佳史です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員

小谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（杉本課長代理）

佐々木委員でございます。

○佐々木委員

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

谷内委員でございます。

○谷内委員

谷内です。よろしくお願いします。

○事務局（杉本課長代理）

玉川委員でございます。

○玉川委員

玉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

それから、このたび公募委員の近藤委員が任期満了につきご退任され、その後任としましてご就任いただきました佐野委員でございます。

○佐野委員

今回初めてですけど、よろしくお願いします。佐野と申します。

○事務局（杉本課長代理）

最後ですが、大鳥委員におかれましては、本日、所用のため欠席されております。代わりといたしまして、P T A副会長の砥石様にご出席いただいております。

○砥石 P T A 副会長

砥石でございます。よろしくお願いします。大鳥のほうは、先日、P T A総会で退任しましたので、私のほうが今後させていただきますので、よろしくお願いします。

○事務局（杉本課長代理）

ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境局長、井原でございます。

○井原局長

井原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

環境局理事兼エネルギー政策室長、井上でございます。

○井上理事兼エネルギー政策室長

井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

環境局事業部長、池田でございます。

○池田事業部長

池田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

環境局事業部路上喫煙対策担当課長、楠本でございます。

○楠本課長

楠本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

また、関係局につきましても出席させていただいております。

健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、甲藤でございます。

○甲藤課長

甲藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

危機管理室危機管理課長、木村でございます。

○木村課長

木村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

消防局予防部予防課長、上井でございます。

○上井課長

上井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

なお、建設局公園緑化部調整課長、黒瀬につきましては、本日、所用のため欠席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、ここで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の「大阪市路上喫煙対策委員会次第」でございます。

次に、「委員名簿」と「本日の配席図」でございます。

次に、「第４９回大阪市路上喫煙対策委員会資料」と記した説明資料でございま

す。

また、条例規則や公設喫煙所と指定喫煙所、情報提供喫煙所をまとめた参考資料もお配りしております。

皆様、資料の漏れ等はございませんでしょうか。大丈夫ですかね。ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

昨年7月以来の委員会ですので、大分時間がたちましたけれども、この間に、路上喫煙全面禁止の条例も施行されまして4か月が経過していますので、この間の取組とか、皆様が大阪市内で感じておられる状況も忌憚なくご意見いただきまして、今後の取組に反映をしていきたいと思いますので、活発なご意見をいただければと思います。

初めての佐野様、それから砥石様におかれても、どんどんご遠慮なくご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議題の1に入らせていただきます。路上喫煙対策に関する取組状況についてということで、まずは事務局からご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本課長

よろしくお願いいたします。

それでは、資料1、「路上喫煙対策に関する取組状況」に基づきまして、前年度の取組状況を事務局よりご説明いたします。

まず、表紙めくっていただきまして1ページをご覧ください。

1 ページとしては、条例改正施行についてをご説明いたします。

(1) として、既に報道等でご存じいただいているかと思いますが、令和7年1月27日に大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正条例を施行し、大阪市内全域で路上喫煙を禁止しております。

(2) の喫煙所の確保状況でございますが、改正条例の施行に向けては、委員会のご意見や答申などもいただきつつ、各区役所や各関係部局との連携のもと、140か所の喫煙所確保をめざして取り組んでまいりました。そうした取組の結果として、改正条例施行日である令和7年1月27日時点で、公設、補助設置を合わせ、目標である140か所を超える170か所の喫煙所を確保いたしました。

なお、改正条例の施行後に整備が完了した喫煙所も合わせますと、6月1日時点では188か所の喫煙所が供用中となっております。そのほか、改正条例の施行前から設置しておりました公設の喫煙所7か所や民間既存喫煙所の一般開放141か所、情報提供喫煙所47か所を合わせまして、6月1日時点で合計383か所、307地点の喫煙所を確保しております。

なお、情報提供喫煙所の制度趣旨につきましては、後ほど3の喫煙所マップの項目でご説明させていただきます。

また、か所と地点の違いにつきましては、か所は単に喫煙所をカウントしているものであり、地点につきましては、商業施設やパチンコ店などで同一住所地に複数の喫煙所が設置されている場合に、1としてカウントしたものによるものです。

民間の既存喫煙所の一般開放のうち多くの喫煙所が、大阪府遊技業協同組合に加盟されているパチンコ店やパチスロ店に社会貢献の一環としてご協力いただいております、日中から夜間の時間帯まで長時間にわたって一般に開放していただいているような状況になっております。

また、先ほど司会のほうからもご紹介させていただきましたが、お手元の参考資料、こういった緑色の冊子をお配りさせていただいているかと思うんですけど、そ

こちらの付箋の１２番をお開きいただくと、喫煙所一覧として行政区別のか所数を掲載しておりまして、以降のページにつきましては、前回の委員会でもご指摘ありました、供用中の公設喫煙所の一覧及びその喫煙所の外観写真等をアップデートして掲載させていただいておりますので、またご参照いただければと思います。

資料が行ったり来たりで申し訳ないんですけど、資料１のほうに戻りまして、１ページの（３）の路上喫煙防止指導員等の体制といたしましては、令和５年度末では１７名体制で実施しておりましたものを、令和７年６月１日現在では８７名体制で市内を巡回指導に回っております。

続きまして、（４）の広報周知・啓発といたしましては、改正条例の施行日決定前から現在に至るまで、各種媒体等を活用し広報周知を実施しておりまして、詳細の説明は次ページ以降となっております。

２ページのほうをご覧くださいと存じます。

２ページでは、改正条例施行にかかる広報について、改正条例施行日決定前に実施しておりました内容のほうをご説明させていただきます。

改正条例の施行期日につきましては、条例の附則において、市長が定めるとなっておりまして、令和６年１１月２１日の告示により、令和７年１月２７日から施行することといたしました関係で、主に昨年の１１月までの取組内容となっております。

広報内容といたしましては、２０２５年１月の施行予定ということで、大阪市内全域が路上喫煙禁止になることや、加熱式たばこも条例の禁止対象となることを周知するものとなっております。

広報媒体といたしましては、大阪メトロの協力のもと、鉄道車両内でのポスターやデジタルサイネージの掲示、駅構内等での音声による告知やデジタルサイネージの掲示、また水道局が設置している無料給水スポット「水色スイッチ」でのデジタルサイネージの掲示や、ご使用水量等のお知らせ１１月分の裏面への記事掲載、映画等広報とのタイアップポスターの掲示、特にインバウンド対策を含めた観光客を対象に、市

内観光案内板や観光案内所内でのデジタルサイネージの掲示をご協力いただいたほか、環境局のホームページ、同じくユーチューブ投稿、年末年始のごみ収集案内チラシ裏面への記事掲載などに取り組んでまいりました。

次に、3ページをご覧ください。

3ページ、4ページでは、改正条例施行にかかる広報について、改正条例施行日決定後に実施している内容をご説明いたします。

主に昨年の12月以降の取組となっておりまして、広報内容といたしましては、改正条例施行日決定前には、施行期日を2025年1月の予定としておったものを、令和7年1月27日の施行として周知をしているものになります。

広報媒体としては、改正条例施行日決定前に実施していたものに加え、左側の中段ほどにあるJR西日本の駅構内でのデジタルサイネージの掲示や、その次のX、LINEへの投稿、各区広報紙「大阪市民のみなさんへ」1月号のページでの告知記事の掲載、続く一番下のところになるんですけど、各区スポーツセンターなどの市民利用施設、また各区町会掲示板や商店街、イオン・大阪シティ信用金庫・日本郵便といった連携協定締結企業でのポスターの掲示やチラシの配架を行っておりまして、こちらのポスター、チラシ等については、合計で5万5,000枚程度を印刷して配布しているような状況になっております。また、観光情報誌への啓発記事の掲載、インターネットテレビへの出演による広報、またファミリーマート社のレジ上のデジタルサイネージでの動画放映、大阪市ホームページ等でのバナー掲示、禁止エリアである公園内でのデジタルサイネージやポスター掲示を実施しているものになっております。

3・4ページでご説明したポスター等には2次元コードを掲載しておりまして、次にご案内する喫煙所情報のページへ誘導するものとなっております。

それでは、次に5ページをご覧ください。

5ページから8ページにかけましては、喫煙所マップについてご説明いたします。

路上喫煙をなくしていくためには、喫煙者の方により多くの喫煙所をご案内し、利

用していただくことが重要と考えておりまして、本市ホームページと新たに作成いたしました喫煙所マップで、大阪市内の喫煙可能な場所についてご案内をしております。

まず、5 ページでは、スマートフォンで表示した場合の大阪市ホームページでの案内ページを掲載しております。先ほど、4 ページでご覧いただきましたポスターやデジタルサイネージ、チラシ等に掲載しております2次元コードをスマートフォン等で読み取りますと表示されるページとなっております。初めに、改正条例の目的を記載しておりまして、続いて中央の喫煙可能な場所の種別について説明しております。

こちらにございます指定喫煙所につきましては、「無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所です。大阪市が設置運営する喫煙所と民間事業者が設置運営する喫煙所があります。」とご案内しておりまして、公設喫煙所、補助制度を活用して民間が運営する喫煙所、民間の既存喫煙所を一般開放していただいているものを掲載しております。後ほどご説明いたします喫煙所マップでは、下部に掲載しております青色のアイコン表示を行っているものとなっております。

次に、情報提供喫煙所につきましては、「大阪市指定喫煙所以外で、関係法令等を遵守した喫煙が可能な場所」としてご案内しておりまして、主に飲食店や商業施設などとなっております。注意書きとして、情報提供喫煙所を利用するにあたっては、原則、店舗や施設を利用する方が対象になります。利用される場合は、飲食代や物品購入代等が必要となります。また、指定喫煙所も同様とはなりますが、運営事業者の都合によりご利用できない場合がございますということでご案内をしております。

なお、情報提供喫煙所につきましては、東京都の事例を参考に、より多くの喫煙可能な場所をご案内できるよう、昨年9月に制度を創設いたしまして、登録の働きかけを行っているものとなっております。

喫煙所マップでは、下部の赤色のアイコン表示をしております。

また、喫煙可能な場所の種別についての説明に続きまして、右のターミナル駅周辺

の喫煙所のリンクや24行政区別の喫煙所のリンクを掲載しております。ターミナル駅周辺の喫煙所のリンクにつきましては、喫煙所マップの該当の駅周辺にリンクしているものになっております。24行政区別の喫煙所のリンクにつきましては、さらにページ内の下部の各区の喫煙所一覧にジャンプするもので、一覧に記載された喫煙所の所在地のリンクから喫煙所マップにリンクするものとなっております。

次に、6ページをご覧ください。

6ページでは、5ページでご説明いたしましたスマートフォンでご案内しているページをパソコン等でご覧いただいた場合のページとなります。仕様につきましては、スマートフォンでご覧いただいた場合と同様のものとなっております。

次に、7ページをご覧ください。

7ページでは、スマートフォンで喫煙所マップを表示した場合の喫煙所マップを掲載しております。5ページまたは6ページの各喫煙所の所在地のリンクから遷移した場合は、各喫煙所のアイコン表示の場所に遷移するものとなっております。

また、大阪市のホームページを介さずに喫煙所マップを表示した場合の初期表示は、こちらの左にございます大阪市の市役所本庁舎を中心点とした表示となりますが、右上の赤色枠囲みのマークをクリックいただくと、スマートフォンの位置情報を利用して現在位置情報を取得し、例えばこちらでしたら、右の現在ルシアスのところに青いポイントが入っているかと思うんですけど、こういった現在位置周辺の喫煙所をお探しいただけるものとなっております。

次に、8ページをご覧ください。

8ページでは、7ページでご説明した喫煙所マップをパソコン等でご覧いただいたページとなっております。スマートフォンでの表示でも同様となりますが、各喫煙所をご選択いただくことで、こちらの左端のほうにあります詳細情報にありますように、喫煙所の所在地や供用時間などをご確認いただけるものとなっております。

次に、9ページをご覧ください。

9 ページでは、大阪市内全域が路上喫煙禁止であることを示す啓発表示についてご説明申し上げます。

(1) の路面表示シートにつきましては、主に公園内への表示をしていくためのものでありまして、2 パターンを用意しております。一般的なエリアでは、上のデザインの表示で対応していくこととなっておりますが、御堂筋など景観計画における重点届出区域内では、色彩を抑えた下のデザインで対応していくこととしております。

(2) の道路照明柱啓発表示幕につきましては、道路等での表示をしていくために作成したものでありまして、路面シートと同様の理由によりまして、2 パターンを作成しているところになります。

続きまして、(3) の啓発表示につきましては、路面表示シートや道路照明柱啓発表示幕の導入に時間を要したことから、暫定的にポスター等をラミネート加工したうえで、道路歩道柵や公園出入口の車止めに設置したのとなっております。こういった表示物を合わせまして、現在は2, 100 か所程度のところに啓発表示を表示しているようなところとなっております。

続きまして、10 ページをご覧ください。

10 ページにつきましては、例年ご紹介しております普及啓発活動による主な取組状況をご説明しております。

(1) の新しいポスターの作成といたしまして、例年、専修学校との連携により、3 種類のポスターデザインを決定のうえ、ポスターを作成いたしました。一番下にお示ししておりますポスターデザインにつきましては、たばこ市民マナー向上エリアでの啓発に活用しているものとなっております。

(2) では、たばこ市民マナー向上エリアでの啓発を目的として、啓発ティッシュやのぼりを作成いたしまして、各活動団体に配布いたしましたものに加えまして、だいたい色で縁取りしたデザインのものにつきましては、市内全域の路上喫煙禁止のPR用として作成したのとなっております。

たばこ市民マナー向上エリア団体の活動実績につきましては、後ほどご説明いたします。

(3) の二十歳のつどい等での喫煙マナー向上の啓発といたしましては、参加者へのチラシの配布や、当日にポスターとして掲示することにより啓発を図りました。

これらのほか、令和6年10月には、大阪城公園太陽の広場で開催いたしましたごみ減量フェスティバルにおけるアカンずきんによる啓発や、改正条例施行の直前である令和7年1月16日には、大阪市長と大阪府知事が出席する府市合同イベントとして、なんば広場において、大阪府・大阪市喫煙ルール改正啓発イベントを実施しております。

次に、11ページをご覧ください。

11ページ、12ページでは、過料処分件数についてご説明をいたします。

11ページは、禁止地区別に直近4か年の推移を示しておりまして、令和6年度は、改正条例の施行前の令和7年1月26日までの件数について記載しております。令和3年度は、表の下にも記載がありますように、新型コロナウイルス感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されていた期間もあり、過料処分件数が減少しておりました。令和4年度、5年度につきましては、感染症拡大前の件数と同様に、おおむね年間4,000件程度で推移しておりました。

次に、12ページをご覧ください。

12ページでは、改正条例施行日である令和7年1月27日以降の過料処分件数について行政区別に記載しております。

なお、北区など区名の右横に米印を示している行政区につきましては、欄外にございますように、改正条例施行前の路上喫煙禁止地区を含む行政区となっております。

令和6年度の過料処分件数としては、11ページと12ページを合わせました4,865件となっております。例年と比較して件数が増加しておるようなところとなっております。この理由といたしましては、路上喫煙防止指導員等の体制強化を図つ

た影響によるものと考えております。

次に、13ページをご覧ください。

13ページでは、定点調査における路上喫煙率の推移についてご説明いたします。

定点調査につきましては、路上で喫煙している喫煙者数を通行者数で除して算出した路上喫煙率を、当初条例を制定した平成19年度の前年である平成18年度以降、経年で調査しているものとなっております。

令和6年度の調査といたしましては、令和6年12月に実施したもので、改正条例施行前の①禁止地区で0.17%、②のたばこ市民マナー向上エリアでは0.18%、①、②のエリア以外の③上記以外では0.33%、④の全域では0.24%となっており、令和5年度調査と比べると減少はしているものの、全期間を通して見るとほぼ横ばいとなっております。

次に、14ページをご覧ください。

14ページでは、大阪市に寄せられました環境局関連の広聴件数の状況をご説明いたします。

(1)の広聴件数の推移では、令和元年度以降の件数推移を示しておりまして、令和6年度については、市内全域での路上喫煙禁止を実施したことから、広聴件数が大きく伸びております。令和7年度につきましては、4月の1か月間で広聴件数が323件となっており、引き続き多くのご意見をいただいている状況です。

(2)では、令和6年度にいただきました広聴の項目別内訳を示しております。

なお、(1)での令和6年度の広聴件数は1,610件となっている一方で、(2)の項目別部内訳の合計が2,021件となっておりますのは、表の注釈「※1」で記載しておりますように、1件のご意見の中で複数の項目にまたがったご意見もあり、項目別は延べ件数で集計したものであるためです。

項目別では、①路上喫煙対策強化を望む意見が630件、②の啓発の充実、灰皿の撤去等を望む意見が499件となっており、前年度と比しても大きく件数が伸びてい

るところになっておりまして、全体としても、①、②が合わせますと半数以上を占めているような状態になっております。④の指導に関する意見、⑤の喫煙所増設に関する意見につきましては、多くのご意見が寄せられているため、今回新設した項目となっております。項目別の件数の前年度比は約2倍となっており、引き続き路上喫煙対策等への関心の高まりがうかがえるところとなっております。

最後に、15ページをご覧ください。

15ページでは、たばこ市民マナー向上エリア団体の令和6年度の活動実績をご説明いたします。

(1)の活動団体・活動回数・延べ参加人数では、令和元年度以降の推移を示しておりまして、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動を自粛した団体もあったことから、延べ人数が減少しておりましたが、令和5年度からは回復する傾向にあり、令和6年度についても、一部未確認の団体もございますが、同様の傾向にあります。

(2)の主な活動内容といたしましては、昨年同様に環境局提供の啓発ティッシュの配布など、街頭や各種イベント時の啓発活動を実施するとともに、同じく環境局より、ポケットティッシュ、ポスター、のぼり等の啓発物品を提供したうえで、のぼり、ポスターの掲示、定期的な清掃活動の実施等をしていただいております。右には、ポスター、ポケットティッシュ、のぼりの各デザインのほうをお示ししております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○青木委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、多岐にはわたりますが、どの項目でも結構ですので、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。まずは、いろいろもう少し詳しくお聞きしたいということもあるかと思うので、ご質問からお受けできればと思いますので、どなたから

でもご質問いただければというふうに思います。

参考資料１２のほうの喫煙所の設置の関係の写真も含めてたくさんありますけど、こういうのも含めてご質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょう。

じゃ、谷内さん、お願いします。

○谷内委員

３つほど質問がございます。

ご説明ありがとうございます。本当に様々な対策をされていて、実効性に向けて着実に進んでいると感じております。ただ、いろいろ細やかな点でまだまだ難しい点があるかなと感じております。

１つは、路上喫煙対象区域が、市民がどれだけ明確に分かっておられるだろうかというところなんです。最近お聞きしたのは、「商店街のアーケードがあるところで指導員の方が近くにおられたので、こちらの取締りもしてほしいとお願いしたら断られた」とおっしゃっている方がおられて、どうしてだろうというふうに調べたら、府の条例のほうでアーケードの中は施設内の対象となるので、既に府の条例のほうで対象になっているのでという話だったりとか、あと、「児童公園のほうで、市民団体が管理している児童公園が、区のほうから路上喫煙の対象にしないといけないと書いてあるけど、条例自体には公園が対象になっているのに何でだろう」というふうに質問を受けたりとかもしまして、公開空地も含めて、この条例の対象区域になっていそうな部分に見えるけれど、実は対象じゃないというところもなるので、その辺り、ちょっと丁寧に対応していただく必要があるのかなと思います。

どうしていくのかというのは難しいところではあるんですけど、できれば市民の一般的な感覚として、ここは公開空地でも、歩道に見える場所であつたら路上喫煙の対象区域にするのがいいのではないかなとか、そう思っています。

あと、認知度についてなんですけど、調べるのは難しいかもしれないんですけど、

大阪市民の方は結構認知している方も多いのかなと思うんですけど、来訪者の方がどこまで認知されているのかというのがちょっと難しいところだなと思っています。例えば、ある大学、大阪市以外にある大学の学生さんが大阪に来たときに、十何人来られたときに聞いてみたところ、「知らない」と、「そうだったんですか」みたいな感じで、知らないんですね。若い世代はニュースも新聞とかもあまり見ないということなので、来訪者、大阪市にいる方は大阪市以外に住んでいる方も多いので、そういった方、今、特に万博が行われていますので、来訪者の方にどこまで認知していただいているのか、そういう対策をちょっと強めにやっていただく必要があるかなと思います。

あと、3つ目なんですが、実効性ですね。指導員の方87人ということで、令和5年度末の17人から大幅に増えていると思うんですけど、この過料処分件数が、人数が増えた分だけ増えているかというほど増えていないという状況だと思います。なかなか難しいとは思いますが、細かい道とかも結構吸っている方を見かけることもまだありまして、難しいと思うんですけど、ほとんどの道が結構みんな大丈夫みたいな意識で吸っている方もまだまだおられるので、本当にどうしたらいいか分からないんですけど、吸っている方が本当に路上喫煙してはいけないんだという意識になるような、指導というのをちょっと工夫していただけたらということです。

あとは、喫煙所の実効性、条例を守ることをの実効性に関わる場所なんですけど、例えば、うちの事務所がある西淀川区で見たところ、喫煙所が開いている時間が夜8時までですね。当然、飲食店などは8時以降もやっていますので、10時とか11時になって、例えば飲食店を出た後に、喫煙者の方が一服したいというときに喫煙する場所がないんです。そうすると、路上喫煙することになってしまっただけで条例違反になるということで、守りたくても守れないという状況になってしまいます。なので、喫煙所の時間をできるだけ長くするということができないかということです。

以上、4点、対象地域の明確化についてと認知度、指導員体制の強化について、あ

と喫煙所の時間、この4点について質問いたしました。よろしくお願いします。

○青木委員長

ありがとうございます。

今後の対策に関わるような点も含まれていますが、まずはご質問として、事務局のほうから分かる範囲でよろしくお願いします。

○楠本課長

お答えいたします。ご意見のほう、ご質問のほうをありがとうございます。

まず1点目の、アーケード内等の屋内扱いになっている場所につきましては、ご紹介いただきましたように健康増進法の範疇になりますので、なかなか重ねて路上喫煙防止条例のほうで規制ということは難しい場所となっております。

ただ、そういった場所でも巡回途中で注意等が実施できる場合は、注意等も実施していきたいと考えております。

また、ご紹介いただきました児童遊園の点につきましては、実は一義的には、一昨年度に実施いたしました条例改正にあたってのパブリックコメントにおきましても、一方的な私権の制限につながるようなところは慎重になるべきだというご意見等もいただきましたので、なかなか一律に規制というものは難しい状況となっております。

一方で、公園に類するような施設で、児童遊園は見た目上は一見公園のように見えるところもございますので、いろいろなご意見等も踏まえまして、手続をしていただければ禁止区域に加えるという2号指定というものもございまして、そういったご意見も踏まえまして、昨年に「路上喫煙を禁止する区域の指定に係る合意の手続等に関する要綱」というものを定めまして、その土地の管理者等からお申出をいただければ、指定区域に加えるような手続というものを定めさせていただいております。

児童遊園にあたりましては、特にご意見等をいただいておりますので、禁止区域に加えるかの意向調査のほうを個別に今行っており、希望されるところについては手続等のご案内を行っているところとなっております。

次に、認知度に関するところにつきましては、引き続き広報等に力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。ただ、国内、国外を問わず各所から大阪を訪れる方というのが増えてきておりまして、全ての区域で、この情報を広報という形でカバーするのは難しいかと考えておりますので、あわせまして、大阪に来られた方が現地でも路上喫煙が市内全域で禁止されていることが分かるように、啓発表示のほうにも順次力を入れていきたいと考えておりまして、今も啓発表示については設置か所を順次増やしていったところとなっております。

続きまして、実効性の観点から、路上喫煙防止指導員等の体制のところにつきましてもご質問いただいております、こちらも今後の対策のほうでも触れるところにはなっているんですけど、なかなか87名でもまだ足りないというところで、引き続き採用活動等を進めて強化のほうを図っていきたいと考えておりますのと、17名から87名に増えた点で、単純に倍数のほうには過料処分件数が増えていないというご指摘につきましては、昨年度は、1月26日までは禁止区域内を少し研修も兼ねて回らせていただいていた点と、改正条例施行後も、啓発表示を設置しながら巡回させていただいた点であったりとか、あと、従前の路上喫煙禁止地区というところが比較的人通りの多いところを指定しておりましたので、周辺の区とかに巡回させていただくときには、そういった従前の禁止地区よりも路上喫煙者を発見する可能性というのも低かったのかなという点になっております。

最後に、喫煙所の供用時間につきましてはですが、ご案内いただきましたように、閉鎖型喫煙所であれば、基本的には7時から20時という形で供用しておりますものが多いものとなっております、そういった時間帯等も含めまして、今後、延長の可能性等も含めて検討はしていきたいと考えておりますが、ただ、地域によっては、やはり遅くまで開いていると、防犯上であったりとか、そういった犯罪の温床とならないかであったりとか、あとは少し、そこで住み込まれるような方、居ついてしまうような方がいらっしゃるというところから、なかなか供用時間の延長というのは慎重に検

討しているところとなっております。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

谷内さん、よろしいですか。また、ご意見、これからの対策のところでも、また引き続きご意見を出していただければと思います。

そのほかの委員の皆さんはいかがでしょう。どうぞ、どなたからでも。

では、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

このたび禁止になりまして、私たち、すごくよかったなと思っているんですけども、やはりたばこを吸いたい人たちは、「喫煙所がものすごく少ない」という苦情を皆さんおっしゃっています。こうして今日お話を聞かせていただきましたら、繁華街とか、そういうところにある程度集中しておりますけれども、その他、普通の市街地なんかでは、なかなかそういうところがやはり少ないということで、「今までたばこの税金も取っているのに、どうなっているのか」と言うような人もおりました。

でも、全体的には、こういうことをして、やはり「たばこを吸う機会も少なくしていつているからいい」という言葉も大分受けておりますから、とてもよかったとは思っております。ただ、やはりもうちょっとなじむまではちょっと難しいかなという気がしています。

それと、やはり各企業さんなんかが、たばこを社内では吸わないからということで、隠れて、禁煙だから外で、路地で吸われるとかということがあるんですけど、そういう話をちょっと聞きまして、その企業に、中で喫煙室を作らないんですかと聞きましたら、「できるだけ禁煙を進めているのに、喫煙室を作れない」というような、なるほど、そういうこともあるなと思ったんですけど。

ですから、どうしてもご辛抱できない人は、路上へ出て、ちょっと隠れたところで

吸われているかなという気はしておりますが、そういうようなのが、あちこちで。たばこの吸い殻は確かにその人たちはちゃんと自分で持って帰られていますから、今、いろいろと路上の掃除の件にしましても、吸い殻は随分減りましたね。そして、信号待ちのところでも、今まででしたらかなりたばこの吸い殻がありましたけれど、本当に今年になりましてから少なくなったなと思っております。

でも、まだたばこを吸いながら走っている人も、それはたくさんいらっしゃいますので、それはご本人のことでどうしようもないですけど、私たち、とても禁煙を望んでいた人間にとっては、とてもよかったと思います。

今後、そういうような喫煙室を設けられるのかどうか。今、こうして見ましたらかなり増えておりますけれど、これからどうされるのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○青木委員長

それでは、喫煙所の今後と、もし会社内の喫煙所も含めてであれば、健康局もあればと思いますけど、取りあえずは喫煙所の設置についてお願いいたします。

○楠本課長

ありがとうございます。

資料2のほうで、今後の喫煙対策でご説明させていただく内容も含んでいるところではあるんですけど、端的に申しますと、今、路上喫煙、市内全域で禁止しました後の実態把握であったりとか、検証のほうを進めている段階となっております。その中で、その検証結果を受けて、今後、おっしゃっていただいている喫煙設備のほうの増設であったりとか、あとは啓発強化のほうをしていくであったりとか、広報周知のほうを強化していただくとか、エリアに応じた対応のほうをちょっと検討していきたいと考えておるところになっています。

吸い殻が減ったであったりとかというのは、大変ありがたい意見となっております。企業さんのほうには、禁煙化を進められている企業さんが多いということで、路

上喫煙対策の立場から、喫煙所を設置してくださいと言うのはなかなか難しいところとはなっておるんですけど、一方で、おっしゃるような路地裏であったりとか民地に入り込んでというところは、喫煙マナーのお話になるかと思いますので、そういったところは、引き続き、マナーエリア団体等と連携を密にしながら、マナー向上に向けては取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○青木委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょう。

では、佐野委員、お願いいたします。

○佐野委員

今回、公募に応じてということで、私は喫煙者なんですよね。今、74なんですけど、55年ぐらいずっと吸いっ放しです。路上喫煙もいいんですけども、この間、喫煙所を設けてくれということで、こちら、私、商店街の代表もやっています、これが決まる前に、一応喫煙者としては、喫煙所もたくさん必要ではないかということで陳情もしたものです。

この間、たくさん喫煙所を設けたということで、いろいろ見させてもらったら、パチンコ店とかスロットのところが結構多いんですけども、私、パチンコもスロットもちょっとやらないので、たばこを吸いたいときに入るとするのは、なかなか入りにくいんですよね。

だから、数だけは確保されているんですけども、先ほど言われたみたいに、どうしてもクローズドというか、閉鎖的な箱の中で吸う分には8時までやと。やっぱり喫煙者の立場としては、オープンのところもありますけども、そういう公共施設、公共の駅の近くのところなんかをもっと増やしていただきたいなと。

あと、公園は駄目だと言いますが、昔は広い公園だと、お年寄りがベンチに座

ってちょっとたばこを吸うたりとかいう広い公園もありますけども、そういうところだったら、ちょっと仕切りを設けて吸うのに、迷惑がかからないんじゃないかなと。

あと、公共施設ではもう全然吸えないということなんですけども、例えば市役所とか区役所とか、そういうところで、区切りを設けて吸えるようにはならないのかなと。そうすることによって、例えば、周りで、吸えないところが、喫煙できることもある。

迷惑かけないように、それは受動喫煙は駄目ですし、やるんだったらそういう広い場所とか、迷惑がかからないところ、人の集まるところで喫煙場所を増やしていただけないかと。それも、箱型のところは、迷惑がかかるからということで、それを推進してやっているんですけども、やっぱりオープンのところ、開放型のところを増やしていただけないかなというのは希望します。

○青木委員長

ありがとうございます。

今の点、いかがでしょうか。

○楠本課長

ご意見ありがとうございます。

まずは、区商連さんのほうから陳情をいただきました。市商連さんのほうで調査された、367か所というご意見等もいただいて発表されていたかと思うんですけれど、そういった点も踏まえて、喫煙所の増設には140か所という目標を超えて、現状で言えば188か所の喫煙所を順次整備してきたところとなっております。

一方で、パチンコ店さんであつたりとかパチスロ店さんのほうにはちょっと入りづらいというご意見もあったかと思うんですけれど、そちらにつきましても、社会貢献でご協力いただいている点であつたりとか、日中から夜間に長時間開けていただいているという点から、非常に場所としてはありがたい場所だなと考えているところになっております。

一方で、入りにくいというご意見につきましては、できる限り、少し入りやすいと
いいですか、ここに喫煙所がありますというような表示を強化していただいて、そこ
に最短でたどり着けるようにご案内等、協力をまたお願いしたいと考えているところ
となっております。

あと、閉鎖型ではなく開放型の設置をより進めていったほうがいいのではないかと
いうご意見もいただいているかと思うんですけど、実は、閉鎖型喫煙所を基本とし
て整備のほうは行っているところではあるんですけど、今回、現時点で公設喫煙所
72か所を供用はしているんですけど、そのうち、場所に応じて、形態と申します
か、開放型か閉鎖型かを選択させていただいております、実は72か所のうち28
か所につきましては、おっしゃっていただいているオープンの開放型のほうを整備さ
せていただいているところになります。開放型につきましては、ご案内いただきました
ように、24時間供用しているところになりますので、時間を問わずご利用をいた
だけるような状況となっております。

委員会のほうでも、これまでから閉鎖型の検証を行ったうえで、場所に応じた設置
をしていくようにご意見等もいただいておりますので、引き続き、こういった場所に
閉鎖型がいいのか、あるいは開放型がいいのかというところは、場所場所の個別の判
断となるところもございしますが、引き続き、閉鎖型のメリット、デメリットの整理と
いうものは取り組ませていただきたいと考えております。

また、公共施設、区役所、市庁舎内といった公共施設への喫煙所設置というところ
につきましては、健康増進法であつたりとか、あと大阪府の受動喫煙の防止に関する
条例等の関係もありまして、各施設の管理者から、設置はなかなか難しいということ
で意見のほうはお伺いしているところになります。

以上になります。

○青木委員長

佐野委員、いかがですか。

○佐野委員

それから、もう一つ、指導員ということで増やしていただいているんですけども、結局、指導員の方が注意して、ここだったら吸えますよというのをちゃんと案内できているのかどうかですよね。それはどうですか。

○青木委員長

その辺り、いかがですか。

○楠本課長

指導員の巡回にあたりまして、近隣の喫煙所をご案内するということで、指導のほうは回らせていただいているところになります。

○青木委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員

説明、どうもありがとうございました。

私も幾つか質問がございまして、順番にあげさせてもらいたいと思います。

まず1 ページ目の喫煙所の確保状況ということで、合計383か所、307地点ということでご紹介いただきました。ちょっと私の見方が悪いのかもしれないんですけども、この383か所、307地点というのは、公設が何件で民設が何件かというのが分かれば教えていただきたいというのが1点目の質問でございます。

次は、3 ページ、4 ページです。条例施行後にいろんな広報がなされたということで、まずは市民の方に向けた広報だったのかなというふうに理解しています。先ほど谷内委員からもご紹介があったように、インバウンドの方、非常に大阪市内多いということでございますので、インバウンドの方に向けた広報ということはどのようにされてきたのかと。少しこの広報物を見ましても、日本語の表記が多いのかなというふ

うに思いましたので、例えば日英表記にされて、ちょっとちっちゃくて見えないので、実は書いているのかもしれませんが、その辺をちょっと状況や今後のことも教えてもらえたらなと思います。

続きまして、ホームページやスマホ等での喫煙所マップのことのご質問です。

私も先ほど、操作してみて見せてもらっていたんですけども、このマップの閲覧件数というのはどれぐらいで、それは当初想定されていたものと比較してどうだったのかということを教えてもらえればと思います。

また、私は喫煙者じゃないのでちょっと分からないんですけども、この詳細情報のところ、時間とか場所はいいと思うんですが、面積が書かれています。この面積を見ただけで、大体ここやったら何人ぐらい吸えるのかなというのが分かるものなのか。実際、吸わないので分からないんですけども、普通、定員とかのほう分かりやすいんじゃないかなと思いましたが、ちょっとその辺も教えてもらえたらというふうに思います。

最後に、広聴件数というのを上げていただいています。いろんなご意見が寄せられているという中で、やはり指導に関する意見や、それから喫煙所を増設してほしいという意見も出ているということでございまして、これは今後の次の取組になるのかもしれませんが、こういったご意見を受けて、喫煙所を増やすためとか。先ほど、隠れ喫煙という話もございました。私もやはりよくそういうのを見かけますので、やはり隠れ喫煙をしなければいけないというのは、多分喫煙所の数が足りていないということの裏返しなんじゃないかなというふうに思ったりします。この辺、今の数で十分と思っておられるのか、それとも、やはりもう少しこの状況を見て増やさないといけないと思っておられるのか、その辺りも教えていただけたらと思います。

以上です。

○青木委員長

では、お願いいたします。

○楠本課長

ありがとうございます。

まずは、387か所、307地点のお話なんですけれど、公設につきましては、現在、新規で整備いたしましたもの65か所と改正条例の施行前から運用しておりまして7か所を足しまして、72か所が公設で管理運営しているものとなっております。残る383から72を引きました311か所につきましては、民設のものになっておりまして、同じく地点につきましては、307地点から72地点を引きました235地点のほうが、今、民間のほうで一般開放等も含めまして実際運営されているところとなっております。

あと、続きまして、広報の観点からになるんですけれど、主に、海外の方が増えられているので、インバウンド向けの広報ということでご質問いただいていたかと思うんですけれど、例えば、2ページの改正条例の施行日の決定前のところで申しますと、下から5つ目、4つ目の市内観光案内板であったりとか観光案内所でのデジタルサイネージの掲示というものが、主にこちらのほうではインバウンド向けのほうにさせていただいておるものとなっております、少し字が潰れておって申し訳ないんですけれど、そちらのほうでは外国語表記ということで、英語、中国語の繁体字、簡体字、またハングル、韓国語のほうで、それぞれの文言でご案内をさせていただいているところとなっております。

続く3ページのほうで申しますと、施行日決定後ということでさせていただいているのが、観光案内板、観光案内所については引き続きになるんですけれど、ほかに、右側の上から4つ目のところにあります観光情報誌については、海外向けの、むしろ日本語表記がなくて英語しか載っていないような表記のもの、海外渡航者向けの雑誌等にも掲載をさせていただいたうえで、主にこういったものがホテルであったりとか空港等に設置されるということで聞いておりまして、そういったところでの広報というのを実施してきたところとなっております。

あと、喫煙所マップについてなんですけれど、喫煙所マップについては、確かに定員表示ということが非常に分かりやすいかなとは思いますが、広さで書いている趣旨としては、その広さに応じて、ここであれば、定員とつながるところもあるんですけど、比較的たくさんの人数が入れるので、ここであれば混んでいても入れるかなというところで誘導したいと考えておりまして、基準上は、東京都さんの基準とかであれば、1.2平米で1人とかという基準等を置かれているところもあるんですけど、定員以上に入られてご利用されるケースというのも喫煙所って結構あるかと思うので、その表記ではなく面積表記という形で、定員で書いてしまうと、なかなか定員設定されていないところとかもございますので、そういった統一的な表記は少し難しいところとなっております。

あと、喫煙所マップのアクセス件数についてなんですけれど、実はアクセスは、こちらの喫煙所マップについては、昨年の12月から試行的に実施して、本格稼働は1月からさせていただいているところにはなるんですけど、こちらのほうですと、12月は1万8,000件程度で、1月の施行月につきましては15万2,000件程度ということで、かなり件数が多い状況になっております。

ただ、一旦喫煙所マップを確認されると、自分の生活圏内の喫煙所というのは一定把握されるかと思うので、2月には8万件、3月には5万6,000件という形で、少し一定落ち着いてはきておるんですけど、比較的皆さんご覧いただいて、その場所に行ってご利用いただいているのかなと考えております。

最後に、広聴につきましては様々なご意見等をいただいております、特に今回新設いたしましたような指導であったりとか、喫煙所増設に関する意見というのが非常に増えてきているような状況ではございまして、そういった点も含めまして、今後の検証等には生かして、必要な対策というものに取り組んでいきたいと考えているところとなっております。

以上です。

○青木委員長

よろしいですか。

では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員

資料等の準備、ありがとうございました。

幾つか私も質問させていただきたいんですけども、まず最初に、ちょっとほかの委員のご質問の内容に絡めての確認で、2号指定とおっしゃっていたのは、条例5条2号のことでよろしいのでしょうか。

○楠本課長

そうですね。

○小谷委員

その場合に何か、実際にそこについて要綱が制定されているという話でしたので、よろしければ、この参考資料にもその要綱も入れていただけるといいなと思います。恐らく、答申のところで管理者の申請に基づいて対応するというようなお話があって、そこを具体化していただいたところなのかなというふうに思っておりますので、確認ができる形にさせていただければと思いました。

それから、2点目が、公設と補助等を利用したものというのがあるって、140か所を上回る確保ができたということで、非常にご尽力され、かなりご苦勞もおありになったところかと思うんですけども、補助については、答申を出す過程でも、どのように運用が可能なかというお話でかなり議論がありましたので、ちょっと補助の運用状況についてご案内をいただければと思うところと、また、先ほど来、いろんな委員からもご意見が出ておりますが、数は確保できたとしまして、その前に答申でも、配置、場所の問題をやはり指摘がありまして、ご意見も、やはり利用者が多い場所に確保できているのかといった観点からも注視する必要があるのかなというふうに感じるところでございますので、配置場所についての確保というのは、なかなかやはり権

利の問題もありまして難しいところかと思いますが、その辺で、実施機関のほうで懸念されていることとか、今後少し憂慮されるか所がありましたら、その点も共有させていただければなと思っていますところでございます。

また、これは確認ですけれども、答申が出た後に、報道資料の中では、閉鎖型が基本というよりは、全部閉鎖型にするみたいな報道も一部出て、ちょっとびっくりしたところもあったんですけれども、基本とする姿勢を取りながらも、ご意見を踏まえつつ、開放型と併せてこれから検討していくことになるのかなと思いますが、その辺についてのこれからの議論について、何か考慮すべき点等があればちょっとご紹介いただきたい。

また、公設が半分あまりというところに今なっているかと思いますが、今後もこれを、今後の方針にもかかる話なので、ちょっと先んじてしまっているかもしれませんが、これからも公設を増やしていくという方向でよろしいのかということです。

それから、指導員の増員の話なんですけれども、87人確保ということで、これも非常に大きな努力をされたところかと思いますが、ちょっと失念しておりまして、最初の、この条例改正にあたって全市にするとときに、指導員は何名の確保が目標であったかというところを確認させていただきたいということ。それから、現在まだ施行されて、万博が開始されて、これから検証が進むところかと思うんですが、やはり危惧されていたのが、万博を控えて外国人の方とかも多くなる中で、この徴収にあたってトラブルが生じないかとか、それから指導員の方もやはり増員するにあたっては、人員確保の中で、それぞれのスキルとかそういったものの、やはりちょっと不均衡な形になるかなというところで、マニュアルみたいなものを作成するとか、そういったアイデアなんかもあったと思うんですけれども、その辺りの対応について教えていただきたいということです。

それと最後に、これもこれからかと思うんですけど、市民マナー向上エリア制度の運用にあたって、広げていくことで全市の禁煙というのを確保していくというお話

だったと思うんですが、その際に、やはり全市禁煙になったということで、非常にあの意味全面的に注意をしていけるみたいな雰囲気になってしまうと、ボランティアの方における指導の役割と、市が権限を持ってやるものとの役割分担みたいなのが少し曖昧になってしまうのではないかという危惧があったと思いますので、この辺りについて、何か準備されていたり手当てをされているものがあれば、これもご紹介いただきたいと思います。と思っています。

すみません、多岐にわたりますが、よろしくお願いいたします。

○青木委員長

ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○楠本課長

ご意見ありがとうございます。

当初の区域、2号指定につきましては、おっしゃっていただきました条例の5条のところで、道路等のうち市長が指定する区域ということで、5条の2号のほうで区域を指定できるというものになっております。

参考資料にその手続に係る要綱のほうをお示しできていなかったのも申し訳ないんですけど、次回委員会の折には、そちらも含めて参考資料のほうに編綴させていただきたいと考えております。

2点目の補助の運用につきましては、現在は新規募集をかけていないところになっておりまして、今後、路上喫煙の実態把握、検証を経て、速やかに補助の募集というのも検討してまいりたいと考えております。

あと、続く喫煙所の配置につきましては、資料1の8ページ目のところに、(4)の喫煙所マップということで、パソコンやモニター等での表示ということで表示したものがございまして、こちらはかなり広域で示しているので分かりにくい部分もあるかとは思いますが、例えば、大阪梅田駅の周辺であったりとか、その下のなん

ば駅の周辺のところにはかなり喫煙所マークが寄った形で、人通りの多いキタ、ミナミといったエリアには比較的多くの喫煙所が配置されているような状況になっております。

ただ、一方で、大阪城の横を走っております、ちょうど府庁というのが大阪城の左横に表示されているかと思うんですけど、その横に南北に走っています黄色い線で示されるのが谷町筋と言われるものになるんですけど、この沿線については、谷町4丁目を含め、少し喫煙所の配置がなされていないというご意見等もいただいておりますので、こういった喫煙所が不足するというご意見をいただいているエリアも含めて、ちょっと検討のほうを検証の中ではしていきたいということで考えているところになっております。

あと、閉鎖型を基本にということでご説明をさせていただいております、先ほどの佐野委員からのご質問等と重複するところもございますが、現在運用させていただいている喫煙所につきましても、公設でいえば72か所のうち28か所の開放型を設置させていただいております、今回、改正条例の施行にあたって整備させていただいたところが、28か所のうち23か所ほどは新規整備のもので開放型を整備させていただいたところになっております、場所によっては、どうしても建築物が制限上建てられないところであったりとかというのもございますので、そういった点は形態の特質を考えつつ、地域の方々のご意見も反映しつつ設置を進めているところになっております。

ですので、新たに、喫煙所整備を今後していくことになりましても、地域の状況等も勘案しまして個々に判断していくことになろうかと思っております。今後、喫煙所を増やすか増やさないかという議論につきましては、それも含めてまた検証の中で考え、検討していきたいと考えているところになっております。

あと、指導員増員につきましては、条例改正にあたっては、この間、委員会でも100名規模の指導員を増強する、体制を整えるということでご説明させていただいて

おりまして、８７名ということで、１００名規模には少しまだ至っていないところもありますので、その辺は採用の強化等を引き続き進めていきたいと考えております。

あとは、指導員の過料徴収等指導にあたっての外国人等とのトラブルに関しましては、そういった言語を示すカードのほうをお示ししながら、制度の概要等をご理解いただいたうえで対応にあたっておりますので、大きなトラブルというところはないところとなっております。

あとは、指導の均一化といいますか、公平性といいますか、保つためにマニュアル等の作成とかというのもご意見等をいただいていたところかとは思いますが、まずは、指導員の手引というものを作成は従前からさせていただいております、そういうものを順次改訂していきたいと考えております。

あとは、指導員の感覚的なものにはなるんですけど、見つけたときに、徴収する、しないという判断に偏りがないように、去年１年間は禁止エリアが限られておりましたので、従前からいる指導員と新任の指導員と一緒に回るなどして、指導のやり方であったりとか判断というのを共有させていただいたうえで、均一化というところに向けてはちょっと取り組ませていただいたところになっております。

あとは、最後に、マナーエリア団体の件についてなんですけれど、おっしゃっていただいているように、市内全域が路上喫煙禁止になっている関係上、市内全域がもうルール化されているのではないかというご意見等もいただいているところではあるんですけど、マナーエリア団体さんについては、活動エリアを定めてマナー向上にご協力いただいているところになりますので、活動エリアを決めたところで個別にマナー啓発のほうを引き続き行っていただいて、全体的なマナーの向上というのを図っていただきたいということで色分けのほうは考えているところになります。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

2点目の補助施設については、新規のお話はありましたけど、現在の補助施設がうまく公設と同様に運用されているかどうかというご質問も含まれていたと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○楠本課長

回答が漏れておりまして申し訳ありません。

補助設置の喫煙所につきましては、公設同様に運用のほうはさせていただいておるところなんですけれど、中には、管理者の都合により閉鎖に至ったところは1件あるような状況ではありますが、その他のところについては比較的運用のほうは継続してやっていたいただいているかなと考えております。

以上です。

○青木委員長

ご質問、よろしいでしょうか。いかがですか。どうぞ。

○砥石PTA副会長

質問というよりか私の個人的な意見なんですけども、最近の社会の風潮といいますか、こういう路上喫煙の対策の効果もあって圧倒的に路上喫煙者も減っていますし、路上喫煙者も減っているのが対策していただいた効果かなと思います。

私自身は元喫煙者です。今、止めて10年弱ぐらいになります。止めた理由は、路上喫煙が禁止になったからです。たばこを吸おうと思うと、そういう喫煙場所に行かないといけない。それが煩わしくなって、じゃ、もう一切止めてしまえということで、今現在もそれに至っているわけなんです。

一方で、喫煙していたときの気持ちも分かりまして、喫煙者の感覚も非常によく分かるんですけど、この喫煙所マップをざっと見て、特に繁華街、パチンコ屋さんとか、そういうところに多く喫煙所を設置しているというふうに、これは現実的なこともあってやっていると思うんですけども、今後、市内全域が路上喫煙禁止となった場合には、もっと繁華街だけではなくて大阪市内全部を、喫煙者の生活圏なんかに

もそういう喫煙場所が必要になってくると思います。

というのは、喫煙する人は、別に繁華街に行ったからたばこが吸いたくなるわけじゃないし、ふだんの生活から常に時間的に吸いたくなるものであって、そうなったときに、こういうマップをぱっと見て、喫煙所が薄いところ、例えば全然喫煙所がないところに住んでいる人がたばこを吸いたくなったら、わざわざ繁華街まで電車に乗って吸いに行かなきゃいけないのかということになっていくと思うので、それは当然今後の対策として考えていただいていると思うんですけども、それが必要なと思います。

あとは、路上喫煙が禁止になった広報についてですけども、メトロのポスターですとかいろいろと、ホームページ上には掲載されているようなんですけど、SNSをもう少し活用して、禁止であるということを市民全員にくまなく伝えることが必要じゃないかと。ホームページとかポスターというのは、どうしても告知を待っている告知方法なので、一方的にこちらのほうからもっと狙い打ちしていくのがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、今後の課題につきましては、先ほどご質問いただいたことも含めて、再度皆様からご意見をいただきたいと思いますが、その前提として、事務局のほうで検討しております今後の路上喫煙対策についてという議題2のほうをご説明いただいたうえで、委員の皆さんから今後の対策についてのご意見をいただきたいと思います。

では、事務局のほう、ご説明をお願いします。

○楠本課長

それでは、資料2、「今後の路上喫煙対策について」に基づきまして、今後の取組

内容 5 点をご説明させていただきます。

まずは、表紙をめくっていただいて、1 ページをご覧ください。

(1) の路上喫煙の実態把握・検証につきましては、先ほどから何点かご質問も既にいただいているところではあるんですけど、目標である 1 4 0 か所を超える喫煙所を整備いたしまして、令和 7 年 1 月 2 7 日に条例を施行いたしましたことから、今年度は路上喫煙対策の実効性の向上に向けまして、改正条例施行後の路上喫煙の実態を確認し、対策の優先度が高いエリアのほうを特定していきたいと考えておりまして、こういった実態把握であつたりとか検証を行うこととしております。

実態把握・検証の内容といたしましては、携帯電話の G P S データ等を用いました人流分析ツールの活用であつたりとか、啓発指導体制による現地確認、また、寄せられる広聴の内容などを精査いたしまして、周辺の分煙環境を考慮のうえ、乗降客の多い鉄道駅も含めた人流が多いエリアを中心に、路上喫煙の実態を把握し検証を行うこととしております。

検証のスケジュールといたしましては、夏頃に対策の優先度が高いエリアの特定などの中間取りまとめを行いまして、大阪・関西万博の閉幕後の動向も確認したうえで、年末頃に最終的な取りまとめを行う予定としております。

なお、検証結果を踏まえまして、路上喫煙対策の実効性の向上に向けましては、課題が浮き彫りとなった対策の優先度が高いエリアについて、分煙環境の整備や啓発指導、広報周知など、課題に応じた必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2) の万博期間中の重点的な広報といたしましては、昨年度に実施した広報に加えまして、開催期間中はインバウンドを含めた観光客が多く来阪することから、訪日外国人が多く滞在する梅田、心斎橋、なんばエリアでの街頭サイネージを活用した広報を実施しているところになっております。

そのほか、関西空港のデジタルサイネージであつたりとか、沿線車両内でのデジタルサイネージを活用した広報を実施いたしましたりとか、昨年度も実施していたんで

すけど、ターミナル駅を中心に、大阪メトロなど鉄道事業者と連携した重点的な広報を実施してまいりたいと考えております。

次に、2 ページのほうをご覧くださいまして、(3) の禁止区域の指定についてですが、改正条例上は、道路、広場、公園その他公共の場所のうち、本市が管理する区域並びに本市が管理していない道路等においても、管理権限を有する者との合意に基づき、市長が指定する区域においては路上喫煙をしてはならないと定めております。

こちらは、本市が管理する区域ではない国道であったりとか児童遊園などは、条例によって一律に規制される区域ではありませんが、管理権限を有する者が条例による規制を希望され、本市との間で合意が調えば、条例による禁止区域とすることが可能となっております。

なお、禁止区域の指定にあたりましては、当該地の公共性であったりとか、周知啓発などへの取組にどの程度ご協力いただけるかなどについても確認を行ったうえで、適切に対応を判断し、対応してまいりたいと考えているところになっております。

こちらに記載しております国が管理する国道を禁止区域に指定するべく、国道事務所との協議を進めまして、啓発指導体制の強化や啓発表示にかかる予算を確保したうえで、禁止区域指定の実施をめざしてまいりたいと思っています。

また、先ほどもお話がありました児童遊園につきましては、区域指定を希望する管理者との手続が終わり次第、順次禁止区域に指定してまいりたいと考えております。

次に、(4) の分煙環境の整備についてですが、検証の中間取りまとめの段階で、特に対策の優先度が高いエリアにつきましては、令和7年度において補助金申請の募集による喫煙所の整備や、また、公費のかからない形で、既存の民間喫煙所の一般開放、また大阪市喫煙所情報提供登録制度への登録の働きかけ等を積極的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、こちら先ほどお話があったところですが、(5) の啓発指導体制の強化については、令和5年度は17名体制で実施しておりましたものを、6月1日

時点では、指導員、補助員合わせて８７名の体制で市内全域で巡回指導等を実施しております。

なお、指導員につきましては警察ＯＢを中心に採用しておりまして、補助員につきましては警察ＯＢといった条件を設けずに、広く一般に募集を実施しているところになっております。

今後も、啓発指導体制の強化に向けては、引き続き指導員等の募集を行っていく予定としております。

説明については以上となります。お願いします。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは、今、第１の議題でいろいろあったところのことも含めまして、今後、路上喫煙対策として進めていくべき課題等を各委員の皆様からお寄せいただければと思います。この１から５に関するご意見でも結構ですし、１から５じゃ足りないですよと、もっとこういう点も含めてやるべきではないですかというご意見も含めて出していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。では、玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員

ご説明どうもありがとうございました。

今年度はそういう意味では、実態把握、検証したうえで足りないところを補充していくという方針というふうにお聞きいたしました。

そのうちで（２）に関するところですが、インバウンドを含めた観光客への周知という点でございます。先ほども、いろんな掲示板等を使って広報されてきたということではあるかと思うんですけれども、大阪観光局という組織があることはご存じかと思います。大阪府さん、大阪市さんの観光の外郭団体が一体となつてつくられた組織でございまして、そこが非常にインバウンド向けの情報発信については、ＳＮ

Sもホームページもかなり充実しているというふうに聞いています。ぜひ、そういった大阪観光局さんに少しご相談になる、もう既に行かれているのかもしれませんが、本件の周知についても連携しながら進めていかれると、より効果的ではないかというように思いました。

もう一点目は、(4)の分煙環境の整備でございます。

こちらにつきまして、今ちょっと説明の中で、特に優先度が高いエリアについても公費がかからない形で整備を進めていくというふうにおっしゃったのかなというふうにちょっと聞こえたんですけれども、先ほども、もう既に谷町筋には喫煙所がないというお話がありました。谷町筋には、大阪府庁さんはじめ国の機関などもたくさん立地しておられるところだと思います。そういった公務員の方々が全て喫煙者じゃないのかと言いますと、多分そうではないというふうに思いますので、喫煙所の整備が今後必要になってくる地域というふうに多分検証の結果出てくるんじゃないかと思います。

そんなときに、もう公費は一切出さないんだということを今の時点で決めてしまっているというのは少しどうなのかなというふうに思いました。やはり分煙の環境を整えるということは非常に重要だというふうに思いますので、足りない地域につきましては、昨年度であれば補助金が出たわけですし、また先ほども、今整備されている喫煙所の割合ということをお聞きしたところ、公設が72で民設が311ということ、地点においても公設は72で民設が255ということでございましたので、もう少し公設の割合を増やすとか、先ほども話題に出ておりました、例えば市役所さん、区役所さんとか、そういう公設のエリアでの分煙環境の整備というところも視野に入れて、優先度の高いエリアについては整備を進めてほしいというふうに思いました。

以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございます。

今の点、何かございますか。

○楠本課長

貴重なご意見ありがとうございます。

一応、大阪観光局さんについては、この間もちょっと連携を図らせていただいております。先ほどご紹介させていただきました観光案内所につきましては、観光局さんが運営されている市内3か所のところで、サイネージを流していただくようご協力いただいたりであったりとか、あと、非常に見られるというホームページにつきましても、路上喫煙禁止というところをQAの中で入れていただいたりとかはご協力いただいているところになっておりますので、引き続き、連携できる分野のほうは、いただきましたご意見も含めて、検討を、また連携を強めてまいりたいと考えております。

次の分煙環境の整備につきましては、すみません、ちょっと私の説明が悪かったかと思うんですけど、今まで社会貢献等でご協力いただいている一般開放であったりとか情報提供喫煙所につきましては、公費のかからない形のものになっておりますので、民間さんのご厚意でご協力いただいているものは引き続き積極的に進めたいと。

一方で、こちらは、(4)のほうにも記載しておりますような補助金の募集等につきましてであったりとか、場所に応じては、公設喫煙所の設置運営も含めまして、場所、場所に応じてその辺りは必要な対策というのを検討してまいりたいと考えているところになっております。

設置にあたっては、法令を遵守した形の喫煙所というのが必要になりますので、公の区役所であったりとかという施設のほうは少しハードルが高いのかなと考えているところとなっております。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございます。

(4) は、補助金による公費というのものもあるし、公設ということも中には考えるという、公設も含めてと考えてよろしいですか。

○楠本課長

公設の設置には比較的時間を要しますので、7年度中は補助金を活用したものが主になるかなと考えております。

○青木委員長

7年度という限定だという趣旨で、公設はもう作らないという趣旨ではないということですね。

○楠本課長

おっしゃるとおりです。

○青木委員長

玉川委員、それで確認はよろしいですか。

○玉川委員

はい。

○青木委員長

なんばでいいますと、本当に半数以上は外国の方と、いつも私、なんばの地下鉄ですけど、これは決して万博開催中だけじゃなくて、今後も非常に続くと思われますので、やっぱりインバウンドの皆さん対象というのは非常に力を、継続的に、恒常的に入れていただきたいなというふうに思っているところですし、それは観光資源としても重要なことなので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

では、ほかの皆さん、いかがでしょうか。谷内さん、先ほどの続きで何かございますか。大丈夫ですか。

○谷内委員

いえ、さっきお答えいただいたので。

○青木委員長

では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員

今後の方針についてもありがとうございます。

少し瑣末な点なんですけれども、私、京都に勤めておりますので、やはり外国人観光客の方が一層増えたなというのを実感するところなんですけれども、個人的体験で、少し京都の中心部ではあるんですけれども端のほうに行きますと、京都でも路上喫煙を結構ホテル前とかでされている外国人の方とかを多数見かけることがよくあります。京都の取締りもどうなっているのかなというところではあるんですが、その際にもう一つ気がついたのが、英語でしゃべっていらっしゃらない方、多分スペイン語とかポルトガル語なのかなみたいな言語をしゃべっていらっしゃる方も比較的何かちょっと耳にするような形になったりしておりまして、今、言語対応が、英語とそれから中国語の２パターンと韓国語というお話があったと思うんですが、その辺の対応を増やしていく必要があるかどうかについても、ちょっと状況を踏まえて常にご検討いただくといったことも今後必要なのかなというふうにも感じるようになりました。

それから、また重ねてのご質問で恐縮なんですけれども、やはり啓発指導体制の点について、人員確保がやはりかなり課題なのかなというふうに思うところで、なかなかこういった、いわゆる私人に一定の公的な役割を執行していただくということで、これまでは警察ＯＢの方々が、ある意味、これまでの経験とかを持って対応していたというところがトラブルがあまり生じなかった背景にやはりあるのかなと思いますので、人員確保においては、警察ＯＢの方々に限らずというのは、そうせざるを得ないといえますか、その方向でいくということに異論はないんですけれども、その辺で、手引等でのフォローを改めてしっかりとしていくこととか、また指導員の方々からの状況のヒアリング等も強めていただきまして、適宜、この委員会も含めて、状況に応じた対応を進めていけるようにという、これはお願いということになり

ますけれども、そういった必要があるかなということで、ちょっと感想めいて恐縮ですが、申し上げさせていただきたいと思います。

○青木委員長

ありがとうございます。

言語対応などはいかがでしょう。

○楠本課長

貴重なご意見をありがとうございます。

言語対応については、全ての言語に対応するというのをポスター上でというのはなかなか難しいものとなっております、一方で、大阪市のホームページまでたどり着けていただけましたら、そちらのほうで翻訳をしていくことが可能かと考えております。

ちょっと資料が1のほうに戻ってしまっていて恐縮なんですけれども、5ページをご覧いただくと、スマートフォンで喫煙所の一覧をご確認いただくところの左端の大阪市から始まる図表のほうになるんですけれども、その下のところの一番下の黄色ラインのほうで、「Click here to select your language.」という形で、各種大阪市のホームページで対応しておりますところが選んでいただけるような形になっておりますので、この資料1のほうの5ページのところの黄色のところをクリックしていただければ、ある程度ご覧いただけるかなと考えているところになっております。

あと、アドバイス等をいただいています指導員の関係につきましては、現場等の意見、指導員の実際の現場での雰囲気等も、各自連携を強めて吸いあげながら、指導員のマニュアル等、手引等については改訂のほうを重ねてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○青木委員長

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょう。

じゃ、谷内委員、お願いします。

○谷内委員

ありがとうございます。

今、ホームページのほうで言語が選べるということで、早速ちょっと見てみたんですけど、これで、「やさしい日本語」もあるんだと思って、すごくいいなと思ってクリックしてみましたら、喫煙所のページじゃなくて大阪市のホームページの、本当にホームのほうに戻ってしまうという設定になっているんですね。なので、これではちょっと混乱するなと思っていまして、そういう仕様なので仕方ないのかもしれないんですけど、できましたら、言語を選んだら、じゃ、元の喫煙可能な場所についての「やさしい日本語」が出てくるほうがいいのではないかなと思っています。

多分、今結構お役所言葉で書かれている部分もたくさんあるんで、一般の方は読み飛ばしてもいいと思うんですけど、「やさしい日本語」で書かれると、本当にいろんな言語の方とか障がい者の方とか、非常に有効ですごくありがたい取組だなと思っています。なので、ちょっと工夫していただけたらと思います。

○青木委員長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ご意見があれば。

○佐野委員

指導員なんですけども、これは、どこに配分するかというのは決まっているんですか。どこの地区でというのは。それは、各自回るのは、一応時間も決まっているんですよね。夜間なんかはしないですよね、当然。どういう配分でやっているかを教えてくださいますか。

○楠本課長

ありがとうございます。

少し個別の地区の具体例のところは取締りの関係上はお答えできないところではあ

るんですけれど、基本的にルートを何パターンか設定をさせていただいて、日中ないし、深夜帯等はなかなかちょっと設定ができていないところなんですけれど、順次巡回のほうをさせていただいているところとなっております。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。玉川委員、お願いします。

○玉川委員

先ほど、大阪府の受動喫煙防止条例のお話がありました。私はあんまり存じなかったので、ちょっと今確認させてもらったところなんですけれども、これによりますと、学校や病院、行政機関の庁舎は敷地内全面禁煙となっているということかと思えます。

この場合なんですけれども、じゃ、この行政機関の職員の方の喫煙者というのは、どこで喫煙するということになっているんでしょうか。皆さん、職員の方は全員禁煙しなさいというお達しが出ているということなんでしょうか。どういう扱いを考えられているのか、大阪市さんにお尋ねすることじゃないのかもしれませんが、ご存じの範囲で教えてもらえたらと思います。

○青木委員長

お分かりですか、健康局。

○甲藤課長

健康局です。

まず、第1種施設、行政機関、それから学校、病院、そういったところの敷地内全面禁煙というのは健康増進法のほうで定められています。健康増進法の中で、基本は全面禁煙なんですけども、屋上であるとか裏庭とか、通常利用者が立ち入られないところで区画をして、分かりやすく喫煙場所ということを表示すれば、特定屋外喫煙場

所というものが設置できるということになっています。

ただ、通知のほうで、できるからといって推奨するものではないということではございません。

そこに府条例のほうで上乗せということで、健康増進法では設置できることになっているけども、様々なバックグラウンドを抱えた方が利用されますので、上乗せ条例としまして、設置しないよう努力してくださいと規定されている。実際、敷地内ということになりますので、近くに府庁舎の敷地以外の場所のスペースがあったりした場合は、そういったところに喫煙所を設けて吸えるような環境をつくっている。

うちの市役所等でしたら、敷地内に喫煙所はございませんので、敷地外の喫煙できる飲食店に行ったりとか、公衆の喫煙所に行ったりとかして吸われておるという状況かなと思います。

○玉川委員

ということは、市役所の職員の方の喫煙者のケアというのは、民間内で担うようにという方針ということですね。

○甲藤課長

お昼休みとか時間外でないと吸えませんので、お昼休みに喫煙できる飲食店に行つて吸われるであるとか、昼休み中に近所の喫煙場所に行つて吸われていると思われま

○玉川委員

分かりました。

○青木委員長

ありがとうございました。

1 番の実態調査、把握ですけど、具体的には、実際の路上喫煙をしている人の動向調査、効果調査というのとともに喫煙所の効果調査もするという予定ですか。具体的に、今日いろいろご意見が出ていたような、8 時で閉まってしまうとどうなるかとい

うことなども含めて、喫煙所に関する調査も含めてこの実態把握の中で行う予定でしょうか。

○楠本課長

喫煙所の利用状況等についても把握のほうを中を進めさせていただきたいと考えております。

○青木委員長

ありがとうございます。

それから、第1のところでは谷内委員からも意見が出た、エリアがどこが禁止かがよく分からんという話がありまして、例えばですけど、ハザードマップみたいに、うちの区はここここが禁止路上ですよみたいなのを一遍プロットしてみて、それは別に公表しろという意味じゃないんですけど、そうすると、何かここだけ白い穴が空いているようなみたいなことも含めて分かるんじゃないかと思うんですね。それに基づいて、児童遊園のようなところも含めて確認を取っていくとか、そういう区とかエリアごとの施策の前提として、何かちょっと一遍プロットしてみるみたいなことも、実態把握・調査の中で試みていただいたりするというのもどうなのかなというふうに、ちょっと聞いていて思ったアイデアですので、実際に可能かどうかはともかくですが、ちょっとそういうことも検討いただけたらどうかというのを私のほうからの意見として申し上げておきたいと思います。

小谷委員、どうぞ。

○小谷委員

すみません、ちょっと瑣末なことばかりなんですけど、一応申し上げておけばと思います。

今の話にも関わるかと思うんですが、答申のところでは、一見するとなかなか禁止の場所との境界が分かりにくい場所について、何か統一した掲示物等で工夫をするなどしてはどうかという意見が付されてはいたと思うんですけど、この辺についての何か

ご対応とかご検討状況があれば少し教えていただきたい。あるいは、ここの中にそれが盛り込まれているかということをお聞きしたい。

あと、これは本当に瑣末な単純なお話なんですけども、今使っていらっしゃるSNSで、さっきの資料1のほうで表示されていたのはXとLINEとユーチューブとなっているのですが、Instagramが一番多分海外の方を含めて有用なのではないかなと思うんですけど、これは何か使いにくい事情がおりになるのか、あるいは今後は検討されるのか、広報の観点からも、そういう有益性を活用できればいいのかなと思うところです。

あと、先ほどちょっとご質問した際に言いそびれてしまったんですが、ホテルの前とかで喫煙をされている外国人の方とかも多数目にするので、やはりホテル等でも広報していただくみたいなことが有益ではないかなと感じるところでございまして、これは、市内のホテル事業者の方、旅館業に登録のところにご協力を呼びかけるとかいったことで、割と簡易にできるところもあるかなと思いますので、その点についてもまた加味していただいたりご検討なさっていただければと思います。

○青木委員長

今の点、いかがですか。

○楠本課長

ありがとうございます。

統一的な掲示物につきましては、禁止区域の指定等を受けたエリアにつきましては、こういった資料1の9ページにございますような路面表示シートであったりとか啓発表示幕、例えば児童遊園であれば、公園内と同様に路面表示シートの啓発表示幕を掲示するなりということで、統一したデザインのほうでは取り組んでいきたいと考えております。

あと、SNSの活用につきましては、大阪市として公式に運用しておりますのがユ

一チューブであったりとか、X、LINEになりますので、インスタグラムにつきましては、今後、可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

あと、ホテル業界さんへの呼びかけにつきましては、今年度も新たにポスター等を制作する予定で考えておりますので、そういった点で、掲示等にご協力いただけないかという点を少し図っていきたいと考えております。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員

ホテル前というたって、ホテル前の道路だったら駄目なんですけど、ホテルの敷地内だったら別に指導はできないですよ。

○楠本課長

そこはそうですね。敷地内であれば、条例の直接の規制のところではないですね。

○佐野委員

ないですよ。受動喫煙でも関係ないですよ。

○楠本課長

そうです。

○佐野委員

だから、全面駄目だって言っているんですけども、例えば、敷地内だったら別に規制はできないんですよ。ですから、指導員が回っておっても、パーキングの空いているところで中で吸うておったら、全然それは仕方ないですよ。

だから、そういうので、例えば、今までやったら弁当屋さんなんかでも敷地内で灰皿を置いておってやったんやけど、路上喫煙だから駄目ですというて、撤去されていたら吸えないんですよ、吸う人からすれば。そやから、拡大解釈されて、今までい

けていたのにいけないというところもあるわけなんですよ。だから、その辺の、駄目だ駄目だと言われて吸うところがないから、やっぱりだんだん難しくなっているんですけども、喫煙者からしたら、もうほんまにそういうの、吸えないから止めるという人もいてるから、そういう人にとってはいいことだと思うんですけども、吸う者からしたら、ちょっと拡大解釈されて、どこも吸えないなと。ほんで、値段も上がっているしということで。

○青木委員長

路上喫煙の趣旨が、やはりほかの人への迷惑とかごみの問題とか、幾つかの観点から路上喫煙禁止しているので、やっぱりそういう路上喫煙の趣旨にふさわしい場所はやっぱりできるだけ吸っていただかないようにして、そうでないところで吸っていただくような工夫が要ると思って、なかなか限界が難しいとは、ご指摘のとおりだと思いますけど。

○佐野委員

だから、喫煙所を増やしていただきたいということです。

○青木委員長

喫煙所を増やしていく。はい、分かりました。

それ以外、いかがでしょうか。

では、お時間も来ましたので、本日は以上とさせていただきますが、久しぶりの委員会でもありましたし、施行後初めてということで、いろんな意見をいただきましたので、ぜひ事務局のほうで、今日の意見を踏まえて、今後の実態調査も含めて検討をお願いできればというふうに思っております。

では、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（杉本課長代理）

ありがとうございます。

本日は、青木委員長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しいところ、たくさんの

ご意見等を賜りまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第４９回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前１１時５９分